

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) 文書料 ア～ウ [略] エ 診療録の開示文書の写し (ア)・(イ) [略] 2・3 [略]	(利用料金) 第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 別に厚生労働大臣が定める患者申出療養の利用料知事が別に定める点数とする。</u> (6) [略] (7) [略] <u>(8) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき 693点</u> (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] <u>(15) 診療記録開示手数料 1件につき 216点</u> (16) 文書料 ア～ウ [略] エ 診療記録の写し (ア)・(イ) [略] 2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正後のリハビリテーションセンター条例施行規則第7条第1項第15号の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく診療記録の開示に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に基づく診療記録の開示に係る利用料金については、なお従前の例による。